

令和6年度徳島県再犯防止推進協議会 議事録

1 日 時 令和6年12月20日（金）

午前10時から正午まで

2 場 所 徳島県庁10階 大会議室

3 参加者

委員15名（うち代理出席3名）

（「令和6年度徳島県再犯防止推進協議会 委員名簿」参照）

消費者政策課長、

県、県教育委員会、県警察本部関係各課職員

4 議事概要

（1）副会長選任

協議会設置要綱第4条第1項の規定に基づき、委員の互選により、副会長に五家委員を選任

（2）協議事項

①徳島県再犯防止推進計画の改定について

○事務局

・改定の概要及び成果指標について、資料1～3に基づき説明

<協議事項>

【計画改定の概要について】

○会長

改正点に限らず、各機関の施策について意見を交換しながら、情報を共有し施策を前に進めていきたい。

○委員

「あわサポートネット」は、地域ネットワークを広げるための取組であり、東部、南部、西部の各ブロックに連絡会があるところ、南部ブロック内の阿南地区で更に地域内ネットワークが立ち上がる予定。地域支援のネットワークが広がることで、つながりが生まれる。

○委員

出所者の居住支援を進める上で、居住支援法人や居住支援協議会との連携が欠かせない。徳島は全国と比較して取組が遅れており、積極的に取り組んでほしい。

○会長

就労に対する課題として、個人の対人スキルや人間関係のトラブルなどが挙げられている。一人一人指導していく際に困難も多いと思うが、具体的にどのような対応をしているのか。

○委員

徳島刑務所では、出所の概ね1年前に、本人が希望すれば就労支援対象者としている。就労支援を受けることは義務ではないので強制はできない。本人が希望すれば、約1年の期間に、国家資格（キャリアコンサルタント）を有する職員がキャリアの理論に基づいた面接指導を開始する。この中には基本的なビジネスマナーのほか、働く意義など就労への動機付けを行い、最終盤には、本人が希望する受刑者等専用求人の中から、本人の希望を尊重して応募したい会社をすり合わせ、在所中の作業につなげている。単純に仕事を紹介するだけではなく、出所後の職場定着なども見据えた上で、1年ほどの時間をとってじっくり指導し、指導が浸透するよう努めている。

また、就労支援対象者全員を集めて、出所者雇用経験の豊富な協力雇用主を選定し、職業講話（実際に出所者等を雇ってみての感想、在所中から心がけておいた方がいいこと、どのような資格が役に立つかなど）をしていただいている。令和6年度は、1回目は建設業、2回目は飲食業関係の協力雇用主に講話していただいております。年明けの3回目として飲食業関係の講話を実施予定。

さらに、昨年度から、日本財団職親プロジェクトと連携した就労支援として、メタバース（仮想空間）を利用して、容易に外に出ることのできない受刑者が、企業側の説明会を受けるという取組が始まっており、年明けの2月7日に四国で初めて、高松刑務所と徳島刑務所が実施予定である。通常の指導に加えて、定期的にこのような行事も実施して、出所後の就労意欲の喚起に努めている。

○委員

保護観察所では、出所後社会に出てからの就労支援になるが、こちらも本人の同意を得た上で、ハローワークと協力して本人とのマッチングを考慮しつつ協力雇用主につなげている。協力雇用主には、就労奨励金を活用しながら、就労が継続できるよう本人の特性に合わせた指導を実施していただいている。

【計画の成果指標について】

○会長

現行計画からの変更点としては、年度単位であった数字を年単位に変更すること、令和5年の数値を用いた場合に正常な経済活動のもとでの犯罪傾向ではないことから、令和6年の数値（暫定値）を用いることが挙げられる。

また、論点としては、①そもそも数値目標を掲げるのか、②パーセンテージをどうするのか（パーセンテージとして、この目標値を掲げるのか、それとも実数で掲げるのか）が考えられる。

そもそも現行計画の20%削減の根拠はどういったものか。

○事務局

国の第一次計画を参考にしている。

○会長

県の第二次計画でも現行計画と同様に20%削減とすると、基準値375人（R6暫定値）に対し、目標値は291人、15%にすると目標値は309人、あまり変わらないようにも思われるが、委員各位の意見を伺いたい。

まず、数値目標は掲げるということによろしいか。

数値目標は掲げるとして、その数値はいくらが妥当か。

15%削減とすると目標値は309人になる。なお、推定値から目標値を設定することになるが、県に支障がなければそれでかまわないと思うが、いかがか。特に意見がないようであれば、15%削減、目標値309人を数値目標として設定することとする。なお、確定値が出たときはどう対応するのか。

○事務局

暫定値と確定値にどのくらいの差異が生じるかによるが、いずれにせよ協議会の場で対応についてお諮りさせていただきたい。

○会長

当協議会の任務の1つとして、計画の確認があるので、来年度以降考えていくということで、事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

【今後の段取りについて】

○会長

今後の段取りについて、事務局から説明を。

○事務局

本日、委員の皆様からの御意見に基づいて、資料を修正し、まず会長に確認していただき、その上で、パブリックコメントを実施させていただく。

パブリックコメント終了後は、必要があれば、さらなる修正を加え、新たな修正案とその趣旨について、会長に報告します。会長におかれましては、要綱第5条第1項の規定により、改めて本修正に係る協議のための協議会を招集する必要があるかどうかを御判断いただきたいと考えております。

○会長

事務局から説明がありましたが、パブリックコメントに付するための改定案の修正については、私の方で内容を確認させていただきます。

パブリックコメント後、軽微な変更が生じる程度であれば、皆様にお集まりいただくまでもないのではないかと考えています。

一方で、再発防止施策の運用上ですね、重要な変更が生じるということがあれば、また皆様にお集まりいただいて、意見を伺う必要があるのではないかと考えています。

協議会の開催については、必要に応じて実施することになるが、事前に意見を聴取することで終わるということでも構わない場合もありますので、方向については私にお任せいただき、事務局と調整した上で、開催について、またはその必要な意見聴取について、協議すべき内容を踏まえて、その必要が生じた場合に、事務局と調整の上で改めて検討させていただくということにしたいと考えています。

委員各位にお願いしたいのは、パブリックコメント段階の改正案の修正、それが1点、それとパブリックコメント後の修正協議等の要否の判断について、私にご一任いただくということによろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

○会長

今後、今ご説明したとおりの事務の進め方で、最終的な第二次計画をつくっていきたいと考えています。

【その他】

○会長

せっかくの機会ですので、ご発言がありましたらぜひこの場でご発言いただきたい。

○委員

一般の方の中には、再犯についてあまり関心がない場合があります、毎年7月の再犯防止啓発月間に限らず、受刑者の生きづらさや、再犯防止の推進が地域の安全に繋がるという趣旨の話をできる場があれば、徳島刑務所まで情報提供をお願いしたい。

○委員

四国ブロック再犯防止シンポジウムが12月3日に高松で開催されたが、市町村の出席者が少なかった。市町村で再犯防止推進施策を進める上でも、このようなイベントへの参加は有意義であり、多くの市町村担当者に参加してほしい。

○委員

四国ブロック再犯防止シンポジウムは、全国8ブロックごとにテーマを決めて令和元年度から一般の方向けのシンポジウムとして実施している。来年度は、矯正管区が当番庁になって実施予定であり、県や市町村に案内させていただく。

○会長

県、市町村の担当者には積極的に参加していただきたい。